

川崎市多摩市民館陶芸用電気窯取扱要領

(趣旨)

- 1 この要領は、川崎市多摩市民館の陶芸用電気窯設置に伴い、使用者の当該陶芸用電気窯の使用について必要な事項を定めるものとします。

(対象)

- 2 窯を使用できる対象は、次のとおりとします。
 - (1) 市内の陶芸に関心のある者で構成するグループ、又は同好会で適切な指導者のいるもの。
 - (2) 前2号以外の者で館が適当と認めるもので適切な指導者のいるもの。

(使用申請及び許可)

- 3 使用申請及びその許可については、次のとおりとします。
 - (1) 窯のみを使用する団体等（以下「使用者」という。）は、あらかじめその日程及び使用について館に申請し、その許可を得るものとします。
 - (2) 窯と実習室を同時に使用する団体等（以下「使用者」という。）は、あらかじめその日程及び使用について館に申請し、その許可を得るものとします。

(使用の範囲)

- 4 窯の使用は、市民館で制作した作品の焼成に限ります。

(使用期間及び使用時間)

- 5 窯の使用期間及び使用時間は、次のとおりとします。
 - (1) 使用期間 素焼、本焼を問わず4日以内とします。
 - (2) 使用時間 午前9時から素焼、本焼きができるまでとします。

(使用料)

- 6 使用料は、市民館条例・規則に定める使用料を納付するものとします。

(費用負担)

- 7 作品の制作に要する経費（棚板、支柱、釉薬、剥離剤、色見栓）は原則として使用者が負担するものとします。
ただし、棚板、支柱は窯の購入時に納品された数量を超える場合を各団体で負担するものとします。また、熱電対については、年3回の定期点検時に市民館で対応します。
その他利用者が壊した場合は、利用者の負担とします。

(使用者の義務)

- 8 使用者は、窯を使用する際は備付けの日誌にその旨を記入するものとします。

(遵守事項)

- 9 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとします。
- (1) 焼成方式は、酸化方式とすること。
 - (2) 焼物は、陶器とすること。
 - (3) 火気使用のため、火災等の事項のないよう細心の注意をはらい取り扱うものとします。
 - (4) その他、指示した事項

(賠償)

- 10 使用者は、故意又は過失により窯を損傷した場合は、その旨を速やかに館に届出るとともにその損害を賠償するものとします。

(原状回復)

- 11 使用者は、窯の使用を終了し、作品を取出した後は、当該窯を原状に回復するものとします。

(使用後の点検)

- 12 使用者は、窯の使用を終了したときは、館の職員にその旨を告げ点検を受けるものとします。

(保管場所及び責任)

- 13 作品の保管場所は館の陶芸倉庫とし、使用者は常に整理整頓につとめ、完成品は速やかに持ち帰るものとします。倉庫の清掃日を年1回設け、使用団体は協力することとします。

なお、作品に対する保管責任は当該使用者とし、保管中に生じた当該作品の滅失又はき損については、館は一切その責めを負わないものとします。

(その他)

- 14 使用者は窯の使用に際して生じる諸事項について、その都度館と協議するものとします。

この要領は、平成9年3月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。